

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1595号）	旧
<p>1 （略）</p> <p>2 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げA試験、曲げB試験、曲げC試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、<u>浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。</u>以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>3～7 （略）</p> <p>8 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱</p> <p>(ア) 理化学検査</p> <p>a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、<u>その抽出の割合及び方法は、集成材の日本農林規格（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号。以下「規格」という。）別記の1の表37、表38及び表41に準ずる。</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(イ) 外面検査</p> <p>(ア)の検査の荷口から無作為に、<u>表1</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。</p> <p><u>表1</u> 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数 (表略)</p> <p>イ 構造用集成材</p> <p>(ア) 理化学検査</p> <p>a ラミナの品質に係る検査の場合</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 検査を分けて理化学検査（浸せきはくり試験、煮沸はくり試験、減圧加圧はく離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げA試験、曲げB試験、曲げC試験、引張り試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>3～7 （略）</p> <p>8 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱</p> <p>(ア) 理化学検査</p> <p>a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、<u>浸せきはく離試験、煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、ブロックせん断試験、含水率試験若しくは表面割れに対する抵抗性試験に供する試験片を切り取るべき集成材又は化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験に供する集成材は、1荷口から無作為に表1又は表2の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。</u></p> <p><u>表1</u> 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱（煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、ブロックせん断試験及び曲げ試験を除く。）の抽出数 (表略)</p> <p><u>表2</u> 化粧ばり構造用集成柱（煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、ブロックせん断試験及び曲げ試験に限る。）の抽出数 (表略)</p> <p>b <u>ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料集成材は、1荷口から無作為に表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。</u></p> <p><u>表3</u> ホルムアルデヒド放散量試験の抽出数 (表略)</p> <p>(イ) 外面検査</p> <p>(ア)の検査の荷口から無作為に、<u>表4</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。</p> <p><u>表4</u> 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数 (表略)</p> <p>イ 構造用集成材</p> <p>(ア) 理化学検査</p> <p>a ラミナの品質に係る検査の場合</p>

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表40に準ずる。

[削る。]

b aに掲げる場合以外の場合

(a) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表38及び表41に準ずる。

[削る。]

(b) モデル試験体による曲げA試験に供するモデル試験体の作成は、規格別記の1の表39に準ずる。

[削る。]

[削る。]

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(ア)のaの検査荷口から無作為に、表2の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表2 ラミナの抽出数

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(ア)のbの検査荷口から無作為に、表3の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表3 構造用集成材の抽出数 (aに掲げる場合以外の場合)

(表略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験に供するラミナは、1荷口から無作為に表5の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表5 曲げB試験、曲げC試験及び引張り試験の抽出数

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(a) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、浸せきはく離試験、煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、ブロックせん断試験、含水率試験若しくは曲げA試験（実大試験（集成材をそのまま用いて行う試験をいう。以下同じ。）によるもの及びモデル試験体（格付しようとする集成材とラミナの品質の構成を同一とし、縮小した集成材をいう。以下同じ。）によるものを除く。）に供する試験片を切り取るべき集成材又は実大試験による曲げA試験に供する集成材は、1荷口から無作為に表6の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表6 構造用集成材の抽出数

(表略)

(b) モデル試験体による曲げA試験に供するモデル試験体は、表7の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数を作成するものとする。

表7 モデル試験体の作成数

(表略)

(c) ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料集成材は、1荷口から無作為に表8の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表8 ホルムアルデヒド放散量試験の抽出数

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(ア)のaの検査荷口から無作為に、表9の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表9 構造用集成材の抽出数

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(ア)のbの検査荷口から無作為に、表10の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表10 構造用集成材の抽出数 (aに掲げる場合以外の場合)

(表略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材

(ア) 理化学検査

規格別記の3の(1)から(6)まで、(7)のエ及び(9)に準じて試験を行い、その結果、(1)から(6)まで及び(7)のエにあっては規格別記の2に、(9)にあっては規格第3条、第4条及び第6条のホルムアルデヒド放散量の基準に準じて当該検査荷口の集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

表4 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数(表略)

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

規格別記の3の(7)のイ及びウ並びに(8)に準じて試験を行い、その結果、規格第5条に準じて当該検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b aに掲げる場合以外の場合

規格別記の3の(1)から(5)まで、(7)のア及び(9)から(11)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(5)まで及び(10)にあっては規格別記の2に、(7)のア、(9)及び(11)にあっては規格第5条に準じて当該検査荷口の構造用集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(1)のイの(イ)のaの試料ラミナの単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表5の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表5 構造用集成材の外面検査の適合とする数

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(イ)のbの試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表6の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

表6 構造用集成材の外面検査(aに掲げる場合以外の場合)の合格とする数

(表略)

9 (略)

10 第2種検査方法

集成材の日本農林規格別記の3の(1)から(6)まで、(7)のエ及び(9)に準じて試験を行い、その結果、(1)から(6)まで及び(7)のエにあっては同規格別記の2に、(9)にあっては同規格第3条、第4条及び第6条のホルムアルデヒド放散量の基準に準じて当該検査荷口の集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに集成材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表11の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

表11 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数(表略)

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

集成材の日本農林規格別記の3の(7)のイ及びウ並びに(8)に準じて試験を行い、その結果、同規格第5条に準じて当該検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b aに掲げる場合以外の場合

集成材の日本農林規格別記の3の(1)から(5)まで、(7)のア及び(9)に準じて試験を行い、その結果、(1)から(5)までにあっては同規格別記の2に、(7)のア及び(9)にあっては同規格第5条に準じて当該検査荷口の構造用集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

(1)のイの(イ)のaの試料ラミナの単位体ごとに集成材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表12の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表12 構造用集成材の外面検査の適合とする数

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(イ)のbの試料集成材の単位体ごとに集成材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表13の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

表13 構造用集成材の外面検査(aに掲げる場合以外の場合)の合格とする数

(表略)

9 (略)

10 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア (略)

イ 構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(1)のイの(イ)のaの規定を準用する。この場合において、同aの表2は、次のように読み替えるものとする。

(表略)

b (略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が40本以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

イ 構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(2)のイの(イ)のaの規定を準用する。この場合において、表5は、次のように読み替えるものとする。

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(イ)のbの試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が6本以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

1 1 (略)

(1) 抽出の割合等

ア (略)

イ 構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(1)のイの(イ)のaの規定を準用する。この場合において、同aの表は、次のように読み替えるものとする。

(表略)

b (略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに集成材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が40本以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

イ 構造用集成材

(ア) (略)

(イ) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

8の(2)のイの(イ)のaの規定を準用する。この場合において、表12は、次のように読み替えるものとする。

(表略)

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(イ)のbの試料集成材の単位体ごとに集成材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が6本以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

1 1 (略)